

安全衛生管理規程

第1章 総 則

（目的）

第1条 この安全衛生管理規程は、労働基準法、労働安全衛生法等関係法令及び社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の就業規則第8章、臨時職員就業規則第8章及び非常勤職員就業規則第8章に基づき、本会における安全衛生活動の充実を図り、労働災害を未然に防止するために必要な基本的事項を明確にし、職員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

（適用の範囲）

第2条 本会の安全衛生管理に関して必要な事項は、労働安全衛生法関係法令（以下「法令」という。）及びこの規程に定めるところによる。

（本会の責務）

第3条 本会は、安全衛生管理体制を確立し、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置、安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善、健康診断の実施及び労働時間等の状況その他を考慮して面接指導の対象となる職員の面接指導の実施、精神的健康の保持増進対策等、労働災害を防止し、快適な職場環境の形成を促進するために、必要な措置を積極的に推進する。

（職員の責務）

第4条 職員は、本会が法令及び本規程に基づき講ずる措置に積極的に協力し、労働災害防止及び健康保持増進に努めなければならない。

第2章 安全・衛生管理

（安全衛生管理体制）

第5条 本会は、衛生管理者、産業医、安全衛生委員会を置き、法令に基づき必要な職務を行わせる。

（衛生管理者）

第6条 本会は、法令の定めるところにより、衛生管理者を選任する。

2 衛生管理者は、法令の定めるところにより、労働衛生に係る技術的事項を管理する。

3 衛生管理者は、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときには、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 本会は、衛生管理者が職務を遂行することができないときには、法令の定めるところにより代理者を選任し、これを代行させるものとする。

（産業医）

第7条 本会は、法令の定めるところにより、産業医を選任する。

2 産業医は、次の事項の医学的分野を中心に管理する。

- (1) 健康診断の実施及び労働時間等の状況その他を考慮して面接指導の対象となる労働者の面接指導の実施、その結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (2) 作業環境の維持管理及び快適な職場環境の形成に関すること。
- (3) 作業の管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか職員の健康管理に関すること。
- (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

3 産業医は、少なくとも毎月1回職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(安全衛生委員会)

第8条 本会は、安全衛生委員会を設ける。

2 安全衛生委員会規程は、別に定める。

(各課の責任者)

第9条 各課の責任者は、本会の決定に基づき所轄部署の安全衛生管理方針を決定するとともに、労働災害防止、快適な職場形成に向けた統括管理を行う。

第3章 就業に当たっての措置

(安全衛生教育)

第10条 本会は、安全衛生に関する知識及び技能を習得させることによって労働災害防止に役立たせるため、次の教育を行うものとする。

- (1) 雇入れ教育、作業内容変更時教育
- (2) 危険・有害業務従事者特別教育
- (3) 職長教育、その他監督者安全衛生教育
- (4) そのほか安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育

2 職員は、本会の行う安全衛生教育に積極的に参加しなければならない。

(中高年齢者等)

第11条 本会は、中高年齢者その他労働災害防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の状態に応じて適正な配置を行うように努める。

第4章 職場環境の整備

(環境の整備)

第12条 本会は、本会内における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講じ、快適な職場環境の形成に努める。

- (1) 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
- (2) 作業方法の改善
- (3) その他快適な作業環境を形成するために必要な措置

(保護具、救急用具)

第13条 本会は、保護具及び救急用具の適正使用・維持管理について、職員に対し指導、教育を行うとともに、その整備に努めることとする。

(整理整頓)

第14条 本会は、常に職場の整理整頓について適正管理し、常に職場を安全で快適かつ機能的な状態に保持することとする。

第5章 健康の保持増進措置等

(健康診断)

第15条 本会は、職員に対し法令の定めるところにより、医師による健康診断を行う。

- 2 本会は、健康診断の結果及び月の時間外労働が80時間を越える場合の状況その他を考慮して面接指導の対象となる労働者の面接指導の実施、その結果に基づく職員の健康を保持するための措置について、医師の意見を聴く。
- 3 本会は、医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該職員の健康状態等を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずるほか、施設又は設備の設置、その整備及びその他の適切な措置を講ずる。
- 4 本会は、健康診断を受けた職員に対し、法令に定めるところにより、当該健康診断の結果を通知する。
- 5 本会は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める職員に対し、医師、保健師による保健指導を行うよう努める。
- 6 職員は、本会が行う健康診断を受けなければならない。

(病者の就業禁止)

第16条 本会は、伝染性の疾患その他の疾病で、法令の定めるものにかかった職員に対し、その就業を禁止する。

- 2 本会から就業の禁止を指示された職員は就業してはならない。

(健康教育等)

第17条 本会は、職員に対する健康教育、健康相談及びその他職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努める。

- 2 職員は、前項の本会が講ずる措置を利用してその健康の保持増進に努めなければならない。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。